

小規模事業者カードローン

カード Smile スマイル

小規模事業者の皆さまの経営に必要な資金を
カードローンにより、反復・継続的に供給します。

対 象 者	次の要件をすべて満たす小規模事業者(法人・個人) <ul style="list-style-type: none">・ 常時使用する従業員が20名以下の方・ 同一事業の経歴が1年以上で、1期以上の確定決算をされている方・ 最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、または直近の決算で債務超過となっていない方・ 事業者カードローン当座貸越根保証を利用されていない方
保 証 金 額	50万円以上500万円以下(白色申告の個人事業者は200万円以下) ただし、次の要件にすべて該当すること <ul style="list-style-type: none">・ 平均月商(直近決算)の3か月以内・ 本件を含めて保証債務残高が3,000万円以内
保 証 期 間	2年間(更新による継続利用が可能です)
資 金 使 途	事業資金(運転資金・設備資金)
保 証 形 式	当座貸越根保証
返 済 方 法	随時弁済・約定弁済
担 保・保 証 人	(担 保) 原則、不要 (保証人) 原則、法人代表者以外不要
貸 付 金 利	金融機関所定利率

保 証 料 率	(単位：年率%)									
	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	料 率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98(注1)	0.85	0.68	0.51	0.39

※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。

注1) 以下の方は、区分5(保証料率0.98%)となります。

- ・ 個人で最高65万円(令和2年分以降は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けていない方
- ・ 同一の事業を営む複数の方であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方

保証料計算については
こちらから



小規模事業者の皆さまの経営の安定と、健全な発展を応援します!



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」7・8階

●お問い合わせ

保証部 保証第1課・保証第2課・創業支援課

TEL(077)511-1321/1322/1320

FAX(077)524-7030

<https://www.cgc-shiga.or.jp>